

「ひろしま高校生自転車啓発ポスターコンテスト」

制作上の注意・留意事項

■ 制作上の注意

本ポスターは、自転車交通安全を訴えるものであることから、交通ルールを遵守したものとし、制作にあたっては、特に以下の点に注意すること。

ただし、危険性を訴える目的で信号機を擬人化するなど、制作上必要性が認められる場合には審査の際に考慮する。

- 信号機、標識、標示等は正しく描く。
- 自転車の車体（ブレーキ、ライトなど）と乗り方を正しく描き、ヘルメットを正しく着用させること。
- 自作、未発表作に限る。他者の知的所有権を侵害しないこと。
他者の作品、商品、商標等が作品中に含まれていると判断した場合には、審査の対象としない。
- 他者の顔写真等を載せる場合は、広報素材（ポスター等）として使用される可能性があることを説明し、必ず承諾を得ること。
- 応募は、1人1点。共同制作可
- パソコンによる制作、レタリングやイラストレーションの使用や写真のデザイン化も可

■ 留意事項（著作権等）

- ・ 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、応募により広島県自転車安全教育推進委員会に帰属するものとします。
- ・ 受賞者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。
- ・ 受賞作を広報ポスターにする際、作品下部に主催者名を入れるなど加筆修正することがあります。
- ・ 申し込みに関わる個人情報は主催者が管理し、選考や受賞者の発表（HPや広報誌等に掲載します）、表彰、次回以降の募集に必要な場合のみに使用します。
- ・ ポスターの審査結果に関する問い合わせ、審査結果の見直し請求は受け付けません。

-----キリトリ-----

ポスターコンテスト作品応募用紙

ふりがな	
作者名	
在学の高校名	
学年・年齢	
作品のタイトル	
住 所	
電話番号	
メールアドレス	
作品への思い	

※ 作品の裏面に応募用紙を貼付してご提出ください。